

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月26日
【発行者の名称】	株式会社ラングローブ (Runglobe Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土居 信一
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市東灘区深江浜町125番地
【電話番号】	(078)451-1033(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田渕 及
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ラングローブ https://runglobe.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第20期 中間連結会計期間
決算年月	自2025年10月 1 日 至2026年 3 月31日
売上高 (千円)	4, 980, 862
経常利益 (千円)	223, 533
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	157, 468
中間包括利益 (千円)	157, 468
純資産額 (千円)	2, 398, 678
総資産額 (千円)	7, 186, 686
1 株当たり純資産額 (円)	1, 599. 12
1 株当たり中間純利益 (円)	104. 98
1 株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	33. 4
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△137, 997
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△334, 830
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	543, 296
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	519, 994
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	128 (24)

- (注) 1. 当社グループは、第20期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を()内に外数で記載しております。
5. 第20期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第 3 項の規定に基づき、仰星監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）は、当社の子会社が2社増加し、当社及び子会社3社（連結子会社2社、非連結子会社1社）により構成されております。

当社グループが営む主要な事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに発行者の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有（又は被所有） 割合（%）	関係内容
（連結子会社） ㈱ユーロモーター	神戸市東灘区	10,000	自動車販売事業	100.0	役員の兼任
（連結子会社） ㈱ユーロステラ	神戸市東灘区	3,000	自動車部品卸売業	100.0	役員の兼任

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)
128(24)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
97(21)	39.4	3.4	4,342

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員は除いております）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前中間連結会計期間との比較は記載しておりません。

(1) 業績

当中間連結会計期間における経営成績の概況としまして、2025年秋以降中古車市場は地政学リスク、為替変動、金利上昇の影響で不安定な状況が続き、需要が読みづらい展開となりました。当社単体ベースでは2025年10月から2025年12月までは売上、利益ともに前年並みまたは微増でしたが、在庫台数や店舗数の増加に対しては伸び悩み、1台当たり利益の確保により収益性を維持する傾向が強まりました。

2026年に入り、地政学リスクや為替変動による相場下落の影響を受け、買い控えや市場停滞を招いた結果、販売台数及び売上が落ち込み、経営上の課題となりましたが、1台当たり利益を重視した方針に転換し、収益性の改善に取り組みました。しかし当社単体ベースでは売上、利益ともに前年を下回る結果となりました。

また、Stellantisブランドにおける新車に関しましても、小売販売価格の上昇に加え2026年4月から自動車税環境性能割が廃止になることによる買い控えを招いており、収益性が低下しております。

当社グループでは、収益性の改善に向けて、在庫回転率の向上、早期販売の推進、相場動向を踏まえた仕入・価格調整、商品車構成における軽自動車比率の見直し、ならびに長期在庫の削減に取り組んでおります。

中古車業界におきましては、2025年10月から2026年3月までの国内中古車登録台数は3,342千台(前年同期比0.3%減)となり、前年を下回る結果となりました。

車種別では、普通自動車登録台数が1,602千台(前年同期比1.5%減)となった一方、軽自動車の登録台数は1,502千台(前年同期比0.8%増)となりました。(出典:一般社団法人日本自動車販売連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ)

一方で、中古車販売業界においては、過去に法令遵守や内部管理体制に関する問題が発生しており、業界全体としてコンプライアンス体制の重要性が高まっております。

当社におきましては、現時点において法令違反に該当する不適切な事案は確認しておりませんが、引き続き経営管理体制およびガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

出店状況に関しては、子会社として2025年12月に株式会社ユーロモーターおよび株式会社ユーロステラを設立し、2026年1月にユーロモータース株式会社および株式会社ユーロスポルティフより吸収分割による事業承継を受けております。

株式会社ユーロモーターはプジョー、シトロエンの新車販売を行っており、「プジョー大阪中央」「プジョー茨木」「シトロエン枚方」が新たな店舗として加わっております。

また、株式会社ユーロステラは輸入車部品の卸売業を行っております。

これにより、中古車販売店舗は関西5店舗、東海1店舗、四国1店舗となり、店舗数は7店舗となりました。

また、新車販売店舗は関西5店舗(バイク販売店舗含む)、四国1店舗、関東1店舗となり、店舗数は7店舗となりました。

上記の結果、売上高は4,980,862千円、営業利益は237,800千円、経常利益は223,533千円、親会社株主に帰属する中間純利益は157,468千円となりました。

なお、当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、519,994千円となりました。
当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、支出した資金は137,997千円となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益235,643千円、減価償却費61,810千円、売上債権の増加額52,527千円、前渡金の増加額38,066千円、棚卸資産の増加額290,183千円、仕入債務の減少額69,290千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、支出した資金は334,830千円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出139,884千円、吸収分割による支出273,268千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は543,296千円となりました。これは主として、短期借入金の純増加額318,236千円、長期借入による収入400,000千円、長期借入金の返済による支出168,070千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載していません。当中間連結会計期間の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりです。

サービスの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
自動車販売(マーケット)(千円)	2,271,451	—
自動車販売(店舗)(千円)	2,144,169	—
自動車販売(整備)(千円)	190,579	—
自動車販売(保険その他代理店)(千円)	81,517	—
自動車販売(部品)(千円)	62,753	—
バイク販売事業(千円)	230,390	—
合計(千円)	4,980,862	—

(注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載していません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間	
	売上高(千円)	割合(%)
株式会社ユー・エス・エス (マーケット)	1,853,699	37.2

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年12月26日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による

報告を受けた日)

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

業務提携契約

契約年月日	契約先	契約内容	契約期間
2017年3月20日	Stellantisジャパン株式会社(旧FCAジャパン株式会社)	販売店契約 ジープ車及び部用品について、供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2016年9月20日から2016年12月31日までとし、以後1年間の自動更新
2021年2月1日	Stellantisジャパン株式会社(旧FCAジャパン株式会社)	販売店契約 フィアット車、アバルト車及び部用品について、供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2016年9月20日から2016年12月31日までとし、以後1年間の自動更新
2025年1月1日	ビー・エム・ダブリュー株式会社	販売店契約 BMW Motorrad車及び部用品について、供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2025年1月1日から2025年12月31日までとし、2年間継続
2026年1月30日	Stellantisジャパン株式会社(旧FCAジャパン株式会社)	販売店契約 プジョー車、シトロエン車及び部用品について、供給を受け、顧客に販売し、それに伴うサービス業務を行う事に関する事項	2026年1月30日から2026年12月31日までとし、以後1年間の自動更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は3,461,331千円となりました。主な内訳は、現金及び預金519,994千円、商品2,445,460千円、売掛金141,416千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は3,725,354千円となりました。主な内訳は、建物992,714千円、土地1,863,919千円、長期貸付金306,610千円、関係会社長期貸付金80,524千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は2,815,068千円となりました。主な内訳は、短期借入金1,689,118千円、1年内返済予定の長期借入金430,149千円、前受金260,904千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は1,972,939千円となりました。主な内訳は、長期借入金1,939,241千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、親会社株主に帰属する中間純利益157,468千円の計上により2,398,678千円となりました。

(2) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第 4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に関し、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により重要な変動があったものは次のとおりであります。

2026年 3 月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	区分	帳簿価格(千円)					
			建物及び 構築物	機械及び 装置	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計
ジープ小田原 (神奈川県小田 原市)	店舗	新設	342, 836	2, 472	22, 984	355, 298 (1, 681. 58)	13, 614	737, 205

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年6月26日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	4,500,000	1,500,000	1,500,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,000,000	4,500,000	1,500,000	1,500,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年10月1日～ 2026年3月31日	—	1,500,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
土居 信一	神戸市東灘区	1,079,700	71.98
株式会社オーズ	神戸市東灘区森北町7丁目11-33	375,000	25.00
田淵 及	神戸市灘区	45,000	3.00
上田 宗則	大阪市西区	300	0.02
計	—	1,500,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,500,000	15,000	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,500,000	—	—
総株主の議決権	—	15,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年10月から2026年3月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までにおける役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当中間連結会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)の中間連結財務諸表について、仰星監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2026年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	519,994
売掛金	141,416
商品	2,445,460
貯蔵品	42,323
前渡金	59,913
未収入金	84,342
短期貸付金	63,231
関係会社短期貸付金	30,204
その他	74,443
流動資産合計	3,461,331

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	992,714
土地	1,863,919
その他（純額）	289,198
有形固定資産合計	3,145,832

無形固定資産

ソフトウェア	16,785
のれん	22,948
無形固定資産合計	39,733

投資その他の資産

関係会社株式	50,000
長期貸付金	306,610
関係会社長期貸付金	80,524
繰延税金資産	7,056
その他	95,597
投資その他の資産合計	539,788

固定資産合計	3,725,354
--------	-----------

資産合計	7,186,686
------	-----------

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2026年3月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	61,552
短期借入金	1,689,118
1年内返済予定の長期借入金	430,149
リース債務	271
未払金	263,082
未払費用	9,983
未払法人税等	78,143
前受金	260,904
賞与引当金	389
その他	21,474

流動負債合計	2,815,068
--------	-----------

固定負債

長期借入金	1,939,241
リース債務	2,628
資産除去債務	14,676
繰延税金負債	6,392
その他	10,000

固定負債合計	1,972,939
--------	-----------

負債合計

負債合計	4,788,007
------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	50,000
利益剰余金	2,348,678
株主資本合計	2,398,678

純資産合計

純資産合計	2,398,678
-------	-----------

負債純資産合計

負債純資産合計	7,186,686
---------	-----------

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

	(単位：千円)
	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	4,980,862
売上原価	4,168,688
売上総利益	812,174
販売費及び一般管理費	※ 574,374
営業利益	237,800
営業外収益	
受取利息	2,237
受取賃貸料	3,000
補助金収入	1,628
雑収入	978
営業外収益合計	7,845
営業外費用	
支払利息	22,112
営業外費用合計	22,112
経常利益	223,533
特別利益	
負ののれん発生益	12,110
特別利益合計	12,110
税金等調整前中間純利益	235,643
法人税等合計	78,175
中間純利益	157,468
親会社株主に帰属する中間純利益	157,468

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
中間純利益		157,468
中間包括利益		157,468
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		157,468

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	235,643
減価償却費	61,810
のれん償却額	3,000
賞与引当金の増減額(△は減少)	△332
受取利息及び受取配当金	△2,237
支払利息	22,112
負ののれん発生益	△12,110
売上債権の増減額(△は増加)	△52,527
未収入金の増減額(△は増加)	△34,559
未収消費税等の増減額(△は増加)	△23,187
棚卸資産の増減額(△は増加)	△290,183
前渡金の増減額(△は増加)	△38,066
仕入債務の増減額(△は減少)	△69,290
未払金の増減額(△は減少)	120,773
未払消費税等の増減額(△は減少)	△10,756
その他流動資産の増減額(△は増加)	△22,401
その他流動負債の増減額(△は減少)	22,155
その他	73
小計	△90,084
利息及び配当金の受取額	2,237
利息の支払額	△22,865
法人税等の支払額	△27,284
営業活動によるキャッシュ・フロー	△137,997
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△139,884
有形固定資産の売却による収入	313
無形固定資産の取得による支出	△2,487
貸付けによる支出	△8,517
長期貸付金の回収による収入	82,745
関係会社貸付金の回収による収入	7,551
吸収分割による支出	△273,268
その他	△1,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△334,830

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2025年10月 1 日
至 2026年 3 月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の純増減額(△は減少)	318,236
長期借入による収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△168,070
上場関連費用の支出	△6,600
その他の支出	△269
財務活動によるキャッシュ・フロー	543,296
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	70,469
現金及び現金同等物の期首残高	449,525
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 519,994

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間において、株式会社ユーロモーター及び株式会社ユーロステラを設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	148,687千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	519,994千円
現金及び現金同等物	519,994

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

① 相手企業の名称：ユーロモータース株式会社

事業の内容：輸入車販売事業

② 相手企業の名称：株式会社ユーロスポルティフ

事業の内容：自動車部品卸売業事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は創業以来、中古車販売・買取事業、輸入車ディーラー事業、二輪車ディーラー事業、整備、保険代理店その他事業を展開しております。中でも主力事業である中古車販売・輸入車ディーラー事業においては、顧客基盤の拡大とサービス品質の向上を重要課題と位置づけ、関西エリアを中心に、ワンゼットブランドにおける中古車販売、「ジープ」「フィアットアバルト」ブランドにおける輸入車販売を展開することで安定的な成長を続けてまいりました。

今回承継する輸入車販売事業は、フランスを代表するプレミアムブランドである「プジョー」「シトロエン」の正規ディーラーとして、高いブランド力と熱心なファン層を背景に、長年にわたり確固たる地位を築いております。また、完成車の販売のみならず、純正パーツの供給やメンテナンスといった高付加価値サービスの提供において、豊富な実績と専門的ノウハウを有しております。また、自動車部品卸売事業につきましては、輸入車の自動車部品を中心に取り扱いっております。

これらの事業を承継することにより、当社グループは輸入車の取り扱いブランドのラインナップ拡充と、より広範な顧客層へのアプローチが可能となります。新会社設立による専門性の高い運営体制のもと、承継事業が持つブランド力・専門知識と、当社グループが長年培ってきた中古車販売の店舗運営ノウハウや顧客管理システムを融合させることで、販売機会の最大化を図ってまいります。また、既存事業との相互送客や、パーツ販売・整備部門における技術交流などのシナジーを発揮し、グループ全体の収益基盤の強化および中長期的な成長を実現できると考えております。

(3) 企業結合日

2026年1月30日

(4) 企業結合の法的形式

- ①ユーロモーターズ株式会社を分割会社とし、株式会社ユーロモーターを承継会社とする吸収分割
- ②株式会社ユーロスポルティフを分割会社とし、株式会社ユーロステラを承継会社とする吸収分割

(5) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得事業の業績の期間

2026年1月30日から2026年3月31日まで

3. 被取得事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	300,000千円
取得原価		300,000千円

4. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

12,110千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年9月30日)
自動車販売(マーケット)売上	2,271,451
自動車販売(店舗)売上	2,144,169
整備売上	190,579
保険その他代理店手数料	81,517
部品売上	62,753
バイク販売売上	230,390
顧客との契約から生じる収益	4,980,862
外部顧客への売上高	4,980,862

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
(2) 1株当たり中間純利益	104.98円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	157,468
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間期純利益(千円)	157,468
普通株式の期中平均株式数(株)	1,500,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 6 月 25 日

株式会社ラングロブ
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

俣野 朋子

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

石 浩将

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラングロブの 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラングロブ及び連結子会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の

期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上